

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 1月号

(通巻56・57合併号)

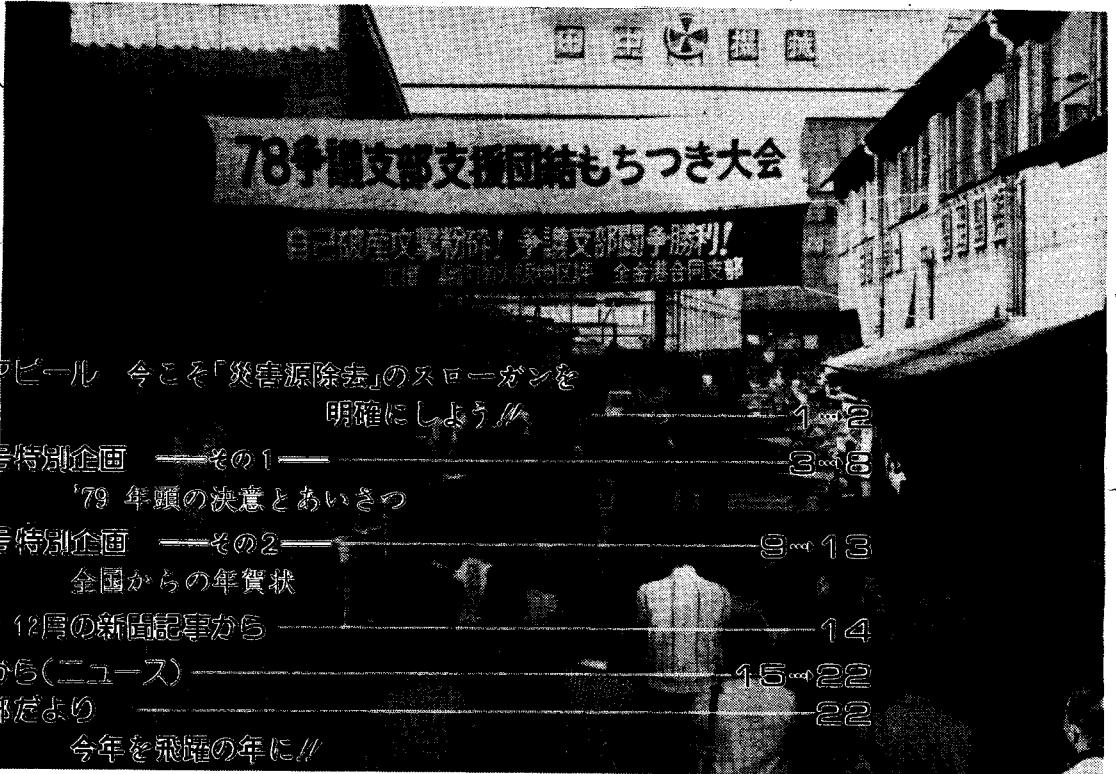
関西労働者安全センター 1979.1.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

特別
価格 **120円**



- 年頭アピール 今こそ「災害源除根」のスローガンを
明確にしよう!! 1→2
- 新年号特別企画 ——その1—— 3→8
'79年頭の決意とあいさつ
- 新年号特別企画 ——その2—— 9→13
全国からの年賀状
- 11月・12月の新聞記事から 14
- 前線から(ニュース) 15→22
- 健診部だより 22
今年を飛躍の年に!!
- **特 集** 闘いすすむ! 定期報告の
強要・差止め拒否闘争 23→27
- 被災労働者の声 27
被災者の目標は「社会復帰」だ
- 11月・12月分会計報告 28

ピール ローガンを明確にしよう



〔関西労働者安全センター常任事務局〕

年賀はがきの選配―全選の反マル生斗争の中で77年は明けた。関西労働者安全センターも6年目の新年を迎えるに至ったが、77年、78年と続いた運動的、組織的な混乱の時代を克服し、階級斗争全体の中で、より積極的な役割を担うべく、そして80年代の斗争への具体的足掛りを建設するべく、更りある一年として77年を展望していかねばならない。

78年を
ふりかえって

78年末、我々は一年間の運動の総括として、次のような諸点をとりあげた。オーストリアに「職業病認定問題」に関する全国連絡会議の発足に象徴される、労災職業病斗争の全国的な発展とその共闘の前進である。神奈川県、愛知などで78年には労災職業病斗争の地域センターの発足が勝ち取られるなど、全国的に進められている地域的共闘組織の活動は、それぞれの地域的特色と独自の基盤をもっているが、いずれも広範な労働者大衆の現実の具体的要求に根ざした形で行われていることにおいて共

通してあり、今後の労働運動、インテリゲンチヤ運動、総じて階級斗争全般の中で、人民の力を前進させていく大きな力となりうるものである。政府、労働省の労基則35条全面改悪に象徴される反動立法攻撃に対し、全国連絡会議が発足したことは歴史の当然であり、偉大な成果である。オーストリアには、78年期間中における安全センター常任事務局体制の大幅な変化を機として、関西労働者安全センターの「中間総括」を十分に行うがらも行い、センター設立時と現在の状況の変化を明らかにするとともに、大阪における運動の蓄積をもち、拠点の徹底所衝と、運動の全的波及という大方向を再確認したことがある。

オーストリアには、安全センターの役割が大きく期待されている時期に、その組織問題が未だ解決されていないことが、全関西的労災職業病斗争の交流、共闘の停滞をもたらしていること、また、全国的な戦線形成の上で危機的状況に陥っていることであり、これらの状況を大きく変革していく必要があることである。

ア頭三年 の『災害源除去』の

79年の課題として

これから三つの基本的な問題と併せて、79年への課題として積み残された問題もいくつかある。(1)労働運動インテリゲンチヤ運動の中での労災職業病斗争の戦略的位置付けの不十分性、(2)被災労働者同盟や全港連等の労組などで、運動の進展とともに深刻な問題となつてきている、被災労働者の職場復帰についての基本方針の不十分性、(3)京大安全センター活動の低迷を克服しようとする方向、学生、専攻家の運動に対する具体的な方針の欠如等がその主なものである。

労働運動の政治的 団結の強化に向けて

以上挙げた諸点を踏えて、80年代へ向けた運動を展望していかねばならないのであるが、我々が安全センター結成時に掲げたスローガン「災害源除去」の今日的意義について少し述べてみたい。資本主義社会における災害源とは究極的には賃労働

そのもの、資本主義的生産関係そのものにあることは論を待たないことであるが、我々は今日何れこの基本的方向立場を強め、その中味を豊富化していくかねばならない時期はないということ、これが根本である。

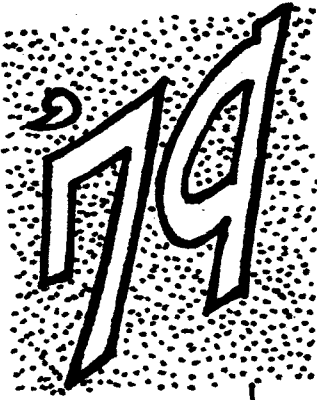
これは職場斗争強化の武器としてこの労災斗争である。近年職業病の多くは「腰痛、頸肩腕等、労働者の過労」職場における労働者の闘いの力の低下を反映しているともいえる。被災労働者の権利を擁護し、職業病を生み出さぬ闘い、反合理化斗争の基礎ともなる職場斗争を労災斗争を通じて前進させる必要がある。

これは行政斗争である。大阪労働者の被災労働者同盟への弾圧を例にとるまでもなく、労働行政は労働者の味方という仮面をかぶり、正に国家権力・人民支配の権力機構の末端としての正体を、今後ますます露わにしてくるだろう。我々はこの反動化を許さぬ大衆的決起で闘うことによつて、その中で大きな政治的一致・団結を勝ち取っていくか受けねばならない。

以上、少し系統性に欠けているとは思われるが、安全センターの面目の新春にあたり、その控負します。

新年号 特別企画

その1



年頭の

決意と あこぎ

新しい年、七九年を迎えるにあたり、私たちを取りまく情勢にますます厳しいものを感ぜざるを得ない。

安全センターを支える各労働

組合は、資本の不合理な攻撃の真の中心にいます。しかし、全産・全産協にみられるように、倒産、首切り攻撃に対し、一歩もひるむことなく果敢に斗いを

堅持していきます。新年のあこぎの中にも、斗う労働者の決意と勇気がひしひしと伝わり、熱くなつてきます。

(編集部)

安全センターの

更なる奮闘を期待する!!

■全金田中機械支部 書記長 清水直樹

新年あけましておめでとうございませう。

安全センターの仲間の皆様には、とりわけ、9月13日の自己破産以後、我が支部の自己破

産粉砕斗争に浴び、張付、多大なるカンパ、医療整備に深甚なる配慮を頂き、支部を代表して心より御礼申し上げます。

今日、日本経済の破綻から、

鉄は国家なりと誣歌した鉄鋼独占企業をはじめ、その他の独占企業から何千人何千人と首切りが行われ、中小零細企業は倒産、破産が常態化し、失業者が増大し続けています。

この様な状況は、日本資本主義総作の力が弱まっ、ている時であります。故に、独占資本・国家権力は自からの利益を守り、

延命を計る爲に謀略的大家収奪
悪法の乱発、軍国主義化へ歩も
うじています。

我々、中小零細企業の労働者
と倒産、破産、社長逃亡の中で
工場を占拠し自立して闘う労働
者も、未組織の中で自からの生
命と生活をかけて闘う安全セン
ターに結集している労働者は同
一線上にあります。闘う手段、
戦術、組織実情に違いはあれ、
闘う方向は独占資本、国家権力
機構へ自治体へ、我々の要求
を認めない闘争であることは一
致していると思ひます。

職場復帰に

地道な組織化を

しかしながら、組織作り、組
織強化については、安全センタ
ー、被災者同盟は特に困難であ
るうかと思ひます。企業から、
労働組合から放置された労働者
ひとりひとりを救済し、労働者
の権利を初めから知らしめ、共

に闘いながら、全治し職場に
復帰するに孤立との闘いに明け
暮れ、地域連帯が困難に陥入る
状況が強い傾向の組織実態をか
かえているところから大変御苦
勞を伴う組織だと思ひます。た
からこそ闘いを継続し、地道な
組織強化の闘いは大きな意義と

幼らく者の命と健康を守る闘いを

団結し統一して更に前進させよう

■全港海西面地方大阪支部安全委員会 委員長 登美一

全国の労働職業絶滅に向つて
闘つている同志の皆さん、明け
ましておめでとうございます。

昨午は労基則三五条改正、正
の闘い、粉じん障害予防規則の
闘い等々を闘い一定の成果を得
たのであり、港海西に於ける取
組もも一定の前進を勝ち取り、
その闘いの中から軍商家、活動
家の結集を勝ち取った一〇、一
五職業病認定問題に關する全国
連絡会議、廿二回大阪会議が順
催されたことは、今後の闘いが

階級性があると思ひます。
この間の数々の輝かしい労働認
定闘争の権利を誇りとし、新た
なる闘いへ邁進しなければなら
ません。我々支部は、安全セン
ター及び診療所の労働者の献身
的連帯と世話役活動に並び、
共に奮闘したいと思ひます。

更に前進する基礎が生れ始めた
ものと評価しています。
又、全港海西面地方でも従来
各支部毎の闘いであつた労働職
業病闘争を地方本部で集約し、
闘いを更に拡大、具体化させる
ため、労働職業病対策委員会を
一九七五年に設置したうである
が、昨年おつと具体的な活動す
るための方針が具体化し始めた
ことと今後の闘いに貢献出来る
ものと考へています。

労使斗争の 思想的統一を

だが現在、多くの仲間が斗い取った労使職業病に対する権利を悪用する組合員が現出したことから、労使認定斗争が一頓挫していることも否めぬ事実として今後の斗いの中の思想斗争が重要視されておられ、右の組織内に於ける労使職業病斗争に對する斗い方の問題で意見の相違があることは、今後の斗いにとつて危懼する点があり、早期に統一する必要に迫られてい

ます。

考考では労働省の被労者切り捨この政策を更に強化させようし、日本看護協会が労働省に法の改悪を迫る等も現出してあり内外共に多難な年にあるであろうが、全国の仲間の皆さんとの共同斗争を通じて克服し、東西労働者完全センターを更に強化拡大する斗いを推し進め、労使職業病斗争の基本である現場での具体的斗いを、進めるために努力をしたいと考えており、仲間の皆さんの御支援を要請するものであります。

『不況キャンペーン』の嵐の中で 一層の団結強化を

全造船 佐野安分會

五月、八日と二度にわたつての「希望退職」という名の首切り攻撃によって八〇〇名の労働者が職場を去った。さらに会社

は、昨年一月から今年三月の間にあらたに一五〇名の人員削減を行うとして、その最初に二八名の指名解雇を強行した。こ

の攻撃は不況を「口実」にした人べらし（減量経営）であり、一方で分会に對する組織攻撃でもある。希望退職募集と共に、「教育・訓練」と称して現場労働者に「講義」などを押しつけ「おまえはハミ出し」「現場へは戻れなさい」などと、教諭や管理職による働きかけがあったのであり、それでもやめぬ分会員に對し、過去の懲戒例（そのほとんどが地労委係争中）や成績査定（分会差別）を理由にして指名解雇を強行した。

一方、政府・独占資本は、昨年末に「特定船舶製造業安定事業協会」（会長、永野重雄）を發足させ、約一〇〇〇億円の資金で休止（廃棄）した設備の買上げが具体化しようとしている。日本の造船設備の三五%を削減しようとするこの合理化の中で、佐野安の大阪工場を休止設備の代表となり、大手・中手を両方事業としてのスクラップ化をめざす人べらしが今以上に出てくる。

七九年は「合理化」の斗い

このような情勢の中における佐野守の指名解雇は、全体に波及してくることは必至であり、すでに全道船作協会では、組合費のための倒産（会社更生法、七八年一月更生開始決定）の斗いも同様の内容である。あゆませて、労働条件の切り下げ（賃金カット、時間延長など）がのき並みに出、また配転攻撃（佐野守は水島）など息づくヒマもない「合理化」の斗いの七九年である。希望退職によって多くの労働者が職場を去って行く現状、また、不況キャンペーンパーリー、現実に船台に船がないレーが重く職場に過剰している現場をひきまえて、一層団結強化をはかるべく、支援、博愛御指導をお願いします。

日常診療体制の一層の充実と法人化を実現しよう

■南大阪労務者診療所運営委員会

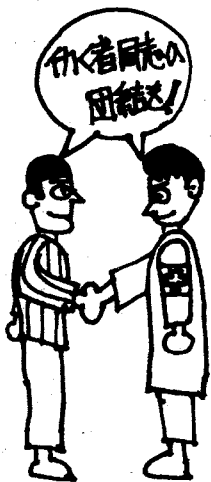
本年はより一層資本主義体制の危機が深まり、この危機の乗り切りのために、政府・独占資本がより一層露骨な人民収奪の政策を取り、不況業種・中小企業切り捨て、一層の独占化と合理化を推し進めようとするのは明白です。そしてこの様方政策を推し進める要として、労働運動に對するなりかり構ゆめ倒産、組織破壊攻撃もその一環であることは明らかです。

しかし、この様方攻撃に對して一歩もひるむことなく、労働者は地域共闘を強化し、自主管理闘争を貫徹しつつ、働く者同志の強固な団結を築き上げる斗いを堅持していきます。診療所の任務も、より一層明確に、この様方斗いの前進にしっかりと必要不可欠な医療部門としての任務を果すことが重要に行ってきてい

ます。

今年三月末には増築部分が出来、日常診療体制のより一層の充実と共に、健診部やその他の対外活動部門の強化をはかり、診療内容の面でもブルジョア医療機関をしのぐ質をもつたけでなく、予防活動を中心とした真の人民医療を作り出す出発点に立たなければなりません。そのためにも個人立診療所を脱して、法人化する方針を明確にする必要もさし迫っています。

診療所は、本年もより一層、地域や職場の働く人々と固く連帯し、共に前進してゆきたいと思えます。



真価を問われる年

— 職場の組織化に全力を!! —

■住友電工活動家有志二回

住友の労働者、高松氏労災認定闘争以来、安全センターを中心に闘争した皆さん、連帯と共に闘い、学びが来きました。

昨年、私たちは職場で安全衛生の闘争を遂げ、労基局、署に訴えて労働時間の不当拘束と未払賃金請求の問題に取り組みが来きました。

この問題は、高松氏労災死の延長線上にあり、労働者を怪我や病気に追込ませる要因として、労働強度をあげ、労基法の解釈をひんまげた労働時間を働かす労働強化の問題であります。私たちの職場で、各種機械に置かれたり管理出来る機器を取りつけ、生産向上、雇の始業5分前に機械の運転待機を促すチャイムを鳴らし、終業の合図が鳴った後も、人より遅くまで運転を続ける様

に競争させていきます。この様な労働時間管理のおかげで、おまも入内打刻から始業までの10分と終業後出内までの5分間を労働時間とせず、遅刻すると一時金から賃金カットして来ました。

私たちは、この不当な時間をおいまいにするには、労働者全体の権利を剣奪する問題であ

ることを、今後さらに闘争を続ける決意であります。

今年は、労働運動の真価が問われる年ではないかと考えます。私たちもまた、試される年であると自覚し、職場の労働者として、リザリのとこるまで闘わり、又連帯する斗いに学び、鍛えられた労働者に一歩でも近づく様に努力します。皆さん方の御指導をよろしくお願い致します。

闘う研究者の交流を更に広げよう

— 改悪法(則)阻止に向け —

■東西研究者交流会

新年おめでとうというチャイムが鳴ります。今年も3年

目を迎えます。一昨年の4月にオノ回定例会を「じん肺」のテーマで行い、今日まで14回の定例会を行って来ましたが、「老衰」の腰痛

植田マンガン闘争」「低周波と

う音公害」「脳出血の労災認定

「農業裁判」「タール障害、放射線障害」「班状歯」などを取り上げ、それぞれ取り組んでいく研究者から報告していただく交流会が来週行われます。

さらに昨年の5月から、労基
則35条改悪肉題にも取り組むこ
とを決めました。その改悪則の
具体化として、労働省は今まで
の認定基準として、このかゆる認定
要件なるものを作ろうとしています。
交流会では、これらの認
定要件の討論を行い、労働者の
要求作りをしていくことに取り
組みました。

また、「ろう者性難聴」「マン
ガン中毒」、そして「アミシ系の
樹脂硬化剤」について討論しま
した。特にマンガン中毒は、現
行の認定基準より悪くなること
が確定なため、改悪を阻止する
ことが必要です。昨年9月に大
阪労基局交渉を行い、さらに産
業衛生学会への要請などを行っ
ていきます。

又、労働衛生の関係の法律も
改悪が進んでおり、「じん肺法」
の骨抜きをゆらった「新じん肺
書」所規則に対して、大意思見書
をまとめて、大阪労基局へ提出
しましたが、残念ながら制定さ
れてしまいました。

今年も又、関西で奮闘してあ
らゆる研究者と、更に広く交流
を行っていきたいと考えていま
す。又、今年3月に出される予
定のマンガン中毒の認定要件を
なるとしても改悪させないよう
にがんばりたいと思います。
よろしくお願いたします。



全国からの年賀状

昨年は「職業病認定問題」に關する全国連絡会議の正式決定に象徴的方如く、全国の労働組合と職業病闘争を闘う多数の労働組合をはじめとする諸戦線の結集が一段と進んだ年でありました。

今回の、諸戦線の事情で全部を載せるとは出来ませんでした。全国的な決意と連帯のアピールの由に、今後の我が闘いの展望をたぐり寄せるとしても、全国的戦線の交流、共闘が更に進むことを願って、紹介に変えたいと思います。(編集部)

横の連けいを 強めよう

労働科学研究所 小本和孝

業する労働組合・職とされるのが、今の企業と行政の傾向と対峙だと思ひます。このために労働認定の枠をせばめて、なるべく他人

の責任や体質のせいにしてかり措くをばかり企業責任をあいまい化する政策が強引に進められようとしています。今こそ力を合わせ、被災の現象に立つて労働条件を批判し点検してゆくことが必要だと思ひます。けつして充分

とはいえ方かった横の連けいを強め、労働運動と結合して取り組んで行きたいと願っています。

更に大きなる

勝利を

めざして

労働科学研究所

佐野辰雄

新年おめでとう。昨年12日、伊丹さんのお持ちになつた老若労働者の方の割検例は、明らかに石綿肺でした。同じく12日、岡大片木さんと一諸に見た又線写真でも、明らかに石綿肺を言ふ多数の心臓所見者がいちいりました。神戸造船の人達

に對する医学的の努力により、新じら職場にさせ、したがつて当然の労賃を獲得すべき資料は百何兎全にそろつたのです。医師の升右

労取セムター

発定に向けたい闘いを!

■愛知労災職業病連務会

新年あけましておめでとらうございます。私たち愛知労災職業病連務会は、昨年王子製紙下請労働者のフォークリフト運転による、頸腕認定闘争の取り組みの中から満足し、以後数件の労災認定を勝ち取るこゝができました。大阪、九州の労災センターの方々をはじめ多くの人々の援助を得て、励げまされつて一件一

ラズ、この資料を獲得しえた皆々様の努力に心からの敬意を表します。更に大きな勝利を目指して共に前進を。

件慎重を取り組みを行い、昨年一年間を貴重な経験を得ることになりました。

フォークリフト頸腕や脳卒中死の認定を勝ち取った成果は愛知に於いては画期的であり、一トヨタ、三菱をはじめ独占企業での資本の攻撃をゆかえしてこの労災闘争は、不毛と言われぬ愛知の労働運動にいくらかの影響を与

トヨタ資本との

正面戦に勝利する年に

■トヨタ自工労働者戦線

えただろうと思ひます。今年も増して、全国「今年も、愛知にも労災職業病センターを是非発足させよう」という声も出てきています。

トヨタ資本は長年にわたる労働強化、人員削減と下請けに對する原価切り下げの結果、2年連続日本一の利益を上げてきました。現場での労働強化とめつけは想像を絶するものがあります。その中で当然、労災職業病が多数発生していき、自殺者、ノイローゼなどを含め多くの被害者は、ボロクズのように企業の外に放り出され

昨年にも増して、全国の三つ皆さんに學びつつ、ザンぼらうと思ひますのでよろしくお願ひします。

トヨタ自工労働者戦線は、二つらに對する反省をするどころか、トヨタ式生産方式を外に宣伝し、他企業にも「指導」と称し日本國中に害悪を及ぼす中、トヨタ自工労働者センターをはじめ各々の方々に、労災闘争への様々な御支援を受けました。今年もトヨタ自工と労災闘争に於いて正面

らいつかる覚悟です。 げます。変わりらぬ御指
勝利するため全力を以 導を大願いたします。

斗いの実態と

方向性を凝視しよう

■岡山大学医学部衛生学教室 柳染真一

反労災、職業病の労 斗いのことを自戒し、具
働者の斗い、反公害の 体的な事実から出発す
地域住民斗争とともに、 るよう努めなければな
きびしい状況を迎え、 らないことを痛感して
困難を突破するための いる。個々の斗いの実
運動論が、与求められ 態、そしてその具体的
ているといえる。この 行発展の方向性を凝視
ような時期においてこ すると二つから、我々
そ、我々は「主観主義」 の課題を迫及していき
的方針判断におち入りや たいと思う。

今年は診療所

作りを

■神奈川県労働衛生病センター

昨年はセンターを結 成し、認定をめぐって

は主勝、被災労働者の 思いです。そして、い
田結作（神奈川県被災労 上いよ4日には労働者
働者の会）も活動を開 の診療所建設です。労
始と、まずは順調が一 災職業病から、広く医
年でした。これも先進 療運動の拠点として、
的有活動をしてくらら 医療生協として作るこ
た皆さんの御指導、御 いうことで、1月末に
協力のおかげと考えて は発起人会が開催され
あります。 ます。神奈川県のみならず、
今年も、職場改善、 全国の仲間のかを
反合理化といった運動 本借りして、成功させ
の中にきちんとして置 たいと思っています。
けて行く認定斗争を推 今年もよろしくお願
めるためにも、労働組 します。

東京トモ

安全センターを

■労災保険法改悪阻止実行委員会

斗いの中で連帯の輪を をかかえました。関西
拡大しよう！ 一関東の共斗は、さ
労災保険法改悪阻止 には北九州や愛知にも拡
斗争を知り合っ、この年 がる中で、昨年10月

は「職業病認定問題」に
関する全国連絡会議
も結成され、斗いの執
点や全国につきつぎと
つくらひていきます。

こうした連帯、共斗
の拡がりの中で、よう
やく「東京にもセンタ
ーをつくらう」とい
う声が強まり、今年に
阻止運動の成果を突
展させつつ、センター

づくりに奮闘しよう、
と張り切っているこ
ろです。
差し止め処分紛争三
争も、労災保障審議会

で取り上げさせること
に成功し、紙評の中
も支援の動きが出てお
り、いよいよ山場です。
「斗い」中の連帯がど
共により大きく輪を拡げて
いきましよう。

政治反動の 強化の中で

日本化学のクロム禍被害者の会

私たちがクロム禍被
害者の会」の斗いも、
4年目の正月をおかえ
ました。

昨年の裁判では、東
門家・医師の証言があ
りながら、クロム被害
の更態が次から次へと

証明されました。い
よいよ今年に、最終ラウ
ンドにもいこうベキ会社
責任の立証に入ります。

斗いは確実に前進し
ていきます。しかしなが
ら年頭にあたって確認
しておかなければなら

たいことがあります。
それは政治反動が強ま
る中で私たちは斗争を
進めなければならぬ
という事です。職業
病、公害斗争に共して
は、反動側は新たな陣
形―理工系、医学系の
みならず人文系の学者
までまきこんだ新 tactic
産、学、官の二着体制
をもつて攻撃に転じ
ようとしています。

労働者階級の側におつ 医療を目指して

東北大学病院島内科
生体実験を告発する会

新年おめでとうござい
ます。
毎日送って頂く機関
誌から、貴重な多くの
ことを学んでいます。

これほどの皆様の斗い
に敬意を表するとともに

いまほど反職業病・
公害を闘う者の力量が
ためされていくときは
ないといえましよう。
反動は危機のあらしめ
ます。私たちがクロム被
害労働者は、正々堂々
の斗いでこれを打ちや
ぶる先頭にたつ決意で
す。ともに闘いまし
よう。

に、どうか本年も一層
の前進を勝ち取らねん
ことを。

私達の人体実験苦闘
斗争も、今年に新たな
段階を迎え、飛躍させ

まらぬといひます。

一九七〇年の東北大病院における一人の労働者の、研究至上主義者たちによる殺害について、一昨年一月仙台地裁は、「医師の過失は認めるが、人体実験の証拠はなし」というのでたがめ有判決を出しました。それは一口

で言えば、「金で遺族を賄服させ、内容を現代日本の反人道的な医学研究体制を死守した」極めて政治的有判決と言えます。遺族は直ちに控訴、昨年五日から

仙台高裁での弁論が開始されたり、今年はいよいよ具体的有証人調へに入ります。

私達はこの斗いを通じて、フルジョアジの利益を守る、現代日本の医学研究体制を解体し、真に、労働者階級の側に立つ医療の確立を、目指したいと思ひます。労働者は、モルモットではありません。どうぞ皆様のニ支援を、よろしくお願い申し上げます。

労働安全衛生委員会

の開催を!

■三菱重工長崎造船所の組合

今私達は、二つの課題をかかえている。一、伝大会の選挙として、

就業時間内の練習中に死亡した保安係員(オニ組合所属)の遺族補償交渉を、自分自身も停年まではオニ組合に受けたこと。もう一つは昨年一〇月末、鎮造課で発生した当労働者の労災(幸い軽傷です)に在り、原因を、事実をねじ曲げて本人に責任を転嫁する「災害調査班」をデツク上げて、全職場にバラ撒いた同課大野課長に対する糾弾斗争である。大野を安全管理者から解任することを、労働安全衛生法11条之項に基づいて、監督署長に申し入れるという戦術もとつてゐる。労働省によれば、全国で初めてのケースであるという。

今年、二つ

の斗争の勝利としても、会社が、我々に對して拒否している、労働安全衛生委員会の開催を勝ち取ることを目ざす。



78 労働ファイル
夏期合宿
感想・報告
パンフ
一部 300円
(当セ、ターまで)

11月の新聞記事から

- 11.7 博多南通以隣、新幹線運転士の難聴が相次ぐとの調査結果が発表
- 11.9 全通九州地本が、郵便のバイク配達者の5%に振動障害が現れていると発表
- 11.11 スモン患者への針灸治療費を日5回を限度に無料化を厚生省が決定
- 11.14 大阪地労委が不当労働行為の是正命令や最高裁判決に従わない企業を地裁に告発する。
- 11.18 建設用石綿に発ガンの恐れがあるため米国で使用後の撤去の動き
- 11.20 伊方原発の燃料棒、大阪港より積み出される
- 11.21 労基法研究会、女性保護緩和の改訂案を管甲する
- 11.27 「症状報告書」提出拒否による休業補償差し止めに対し、被害者が提訴
- 11.28 解雇後のかけ込み組合加入でも、会社に困窮承諾の義務ありと、中労委が判断する

12月の新聞記事から

- 12.1 松下電気下請会社の、解雇基準が不明確だとして大阪地裁で指名解雇無効の判決が出る
- 12.2 下水道工事中のサス爆発で被害者が出た市の行政責任を問う訴訟を提起
- 12.5 マル生による不当労働行為で全通が労務へ救済申し上る
- 12.9 千エコの原発で重大な放射線もろ事故が二度発生、二人が死亡の周囲を汚染し発表される
- 12.11 ソニーのパート婦人労働者、頸腕で職業認定で小解雇を撤回させる
- 12.14 伊方原発反対協、原発内での請作業員が被爆していると発表
- 12.15 二酸化窒素基準緩和の取り消し訴訟初回判明される
- 12.18 前大阪の田中機械に対し、大阪地裁破産の宣告を下す
- 12.20 全通の年末斗争中、枚方、大和高田局のハイト学生が労働条件改善をめぐり当局を誘や労組を結成

前線から

西宮

取業病患者へのイデオロギイを暴露

仮処分裁判に全面勝利

●兵福労砂子療育園支部●

12月12日、神戸地裁尼崎支部は、兵庫県社会福祉労組砂子療育園支部の西田、満中さんの「業務上休業妨害禁止の仮処分申請」につき、その訴えを全面的に認める決定を行った。以下は労組からの報告である。

「随習見者」の介護にたずさわる仕事「オムツを代え、お風呂に入札、飯を着せかえ、ご飯をたべさせる」と

のために腰痛症にかかり、頸肩腕症に苦しんだ。ところが、理事長に診断書を持っていくところ、「治療が長たかかりすぎる」とこんな診断書なんか認められぬから、お前らは園生をクイモノにしている」とののしり水、拳句の果てには「今まで通り竹け」と怒鳴られた。兵庫県西宮市にある甲山福祉センター砂子療育園に働く満中ケイ子さん(39才)西田トキワさん(38才)は、センターのなりふりかまわぬ取業病患者への

いやがらせ、しめつけ、脅迫を払いのけ、自身の生き方をかけ斗いに

た。そして勝った。おめでとく満中さん、西田さん、そして職い手をさしのべて下さった全国の皆さん、ありがとうございました。

反省の色ない

理事会側

昨年の暮れ12月12日に出た神戸地裁尼崎支部の仮処分決定を見るに、(1)業務上休業を妨害してはならない(2)賃金をカットしてはならない(3)懲戒処分をしてはならない、と、満中、西田さんが請求した事

項が全て認められ、理事会を全面敗訴に追いこんだのである。

しかし、このように2人の全面勝訴の判決が出て、この面受けを精神的、肉体的な苦しみばかり知れないものがある。そして、ボロボロにされた肩や腰は一向に良くならない。2人に限らず、砂子療育園や甲山学園に働く多くの取業病患者の苦しみは今なお続いている。理事会はそれを一体どのようになおすというのか。ところが、彼ら理事会は、反省するどころか逆に腰痛協約を改悪し、一層の弾圧の刃をどぎすましている。

取業病患者を追い出し、兵福労をつぶすことで、センター理事会は甲山学園、砂子

療育園移転を果せりと
している。このような
腫痛者の苦しみの上に
アグラをかく理事会を
私たちは決して許さな
ましよ。

市八日

滋賀県で脳卒中を労災に 粘り強い準備活動の成果

昨年12月15日、滋賀

県八日市労基署は、同
県甲西町の山崎機械備
の従業員である島田芳
博氏(30才)の脳卒中
につき労災認定を行っ
た。申請から一か月と
いうスピード認定であ
った。

島田氏が脳卒中発作
で倒れたのは、51年12
月26日、休日出勤の作
業後であるが、会社は
それを「業務外」とし
て労基署に報告してお

い。全国の腫痛者の皆
さん、私業病患者の皆
さん、しつかりと困結
し、連帯し、共に闘い
ましよ。

り、一度はうやむやに

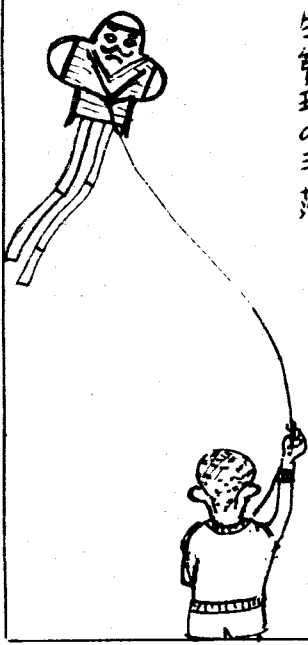
さしかかっていた。し
かし、本人の「これが
労災でなくて一体何だ
！」という強い主張を
受けて、安全センター
は53年初めから本格的
な調査に入った。当初
関係病院の調査を進め
る中で、島田氏のクモ
膜下出血が「先天性の
脳動静脈奇形による出
血」という見解が前面
に出てくることによつ
て、労災を悲観的に考

える傾向も出てきた。
しかし、本人の「とも
かくやるだけはやつて
みる」という決意に支
えられ、調査は進めら
れ、53年10月の段階で
は、関係病院の主なる
の(京大、京都府匠大
甲賀病院)の「労災と
考えられうる」という
意見を領するに至ると
もに、労災と主張する
根拠を、(1)旋盤工から
機軸係への配転による
心身の疲労、(2)仕事量
の増加、(3)会社の勤めでの
講習会(於大阪)への
参加、(4)死七事故、重
大災害を多発する会社
の安全衛生管理の手落

ち、(5)年末の繁忙期、
の主に5点にまとめあ
げるに至った。

更に、認定斗争を開
始するに至つて、全金
京滋地本や京滋労災取
業病交流会の協力を得
53年11月15日の申請時
には、いわば万全の体
制がととのつていたと
も言える。一か月での
認定は当初の予想をこ
えてスピードでいなるも
のであったが、これら
はひとえに本人の確信
と、粘り強い準備活動
の成果であると思われ
今後の運動に生かして
いきたい由題と思われ
る。

る。全国の腫痛者の皆
さん、私業病患者の皆
さん、しつかりと困結
し、連帯し、共に闘い
ましよ。



12月10日、京滋労災
職業病交流会の定例会
が行われた。寒い京都
の冬をストーブをかこ
んで和気あいあいと話
が行われた。

京都市役所
のKさんの頸
肩腕症の公務
災害認定の向
題については
公災基金京都
支部が、公災
認定の意向を
添えて、基金
中央に送るこ
とになったと
の報告が行わ
れた。

その後、労
災保障の差止
め問題について学習会
に入った。当日は傷病
年金の「届書」が来て
いる被災者のY君が出
席していたので、その
問題に側して学習が進

差し止め問題で 学習会

●京滋労災職業病交流会・定例会で●

京 都

められた。彼は52年に
運送会社で働いていて
暇をいため、手帳をす
るなど療養していたが
一年半経った11月に「
届書」を受け
取った。しか
しどうしてよ
いか解らず相
談に来たとい
うことであつ
た。学習会を
通じて労働省
の狙いを理解
し、今後交流
会と共に闘っ
ていくと話を
してくれた。
今後もY君

のような被災
者が何人も交
流会の方へ相談にくる
と思われた。その人達
の権利を守っていくた
めにも、交流会を強化
していこうと確認し合
って定例会を終えた。

大 阪

マンガン中毒認定要件で 2回大阪労基局交渉 被災者側主張に局側反論できず

労基則35条の改善に
伴う職業病認定基準の
全面見直しとして、労
働省は「認定要件」策
定をおし進めているが
この中で、マンガン中
毒症の認定要件に対す
る斗いが、植田マンガ
ン労災訴訟を支援する
会、関西研究者交流会
、安全センター等によつ
て取り組まれている。
昨年9月の才一回交渉
に続いて、昨12月27日
才2回大阪労基局交渉
が行われた。当日の交
渉では、前回確約した
「本省への上申」の中
味についての検討から
入った。こちらの「上
申書の全文を見せてほ
しい」という要求は受
け入れられなかつたが
それを読み上げる形で
明らかにしたことは
上申書は「マンガン中
毒認定基準」にかかる意
見の上申について」と
して、(1)従前の基準で
ある522号通達につ
いては、医学的に合理
的根拠のないもの以外
は全て認めるべきであ
る。(2)「離取後3年未
満に発生」という制限
については、京都労基
局における認定状況を
十分に検討されたいと
いう2点が盛り込まれ
ている。これは前回交

渉は、前回確約した
「本省への上申」の中
味についての検討から
入った。こちらの「上
申書の全文を見せてほ
しい」という要求は受
け入れられなかつたが
それを読み上げる形で
明らかにしたことは
上申書は「マンガン中
毒認定基準」にかかる意
見の上申について」と
して、(1)従前の基準で
ある522号通達につ
いては、医学的に合理
的根拠のないもの以外
は全て認めるべきであ
る。(2)「離取後3年未
満に発生」という制限
については、京都労基
局における認定状況を
十分に検討されたいと
いう2点が盛り込まれ
ている。これは前回交

非で「告示36号のまま
で（及び基発186号）
認定要件が作られれば
改悪になる」という局
の答弁を受けて書かれ
たものであつて、一応
522号通達を下まわ
るべきでないというこ
とを前提として上申が
なされたようであつた。

本省の上申

き約稟

今後のとりくみとし
ては、認定要件策定を
まかされてゐる専門家
会議（座長・久保田重
孝）が密室会議であり
事前にキエツクする機
関がなく、被災者・労
働者の声が全く反映し
ないことなど、問題点
を指摘していったが、
当局側は「それを調整
するのが労働者の役目

であり、一地方局とし
ては何の権限もないし、
医学的に素人だから専
門家会議にゆだねる以
外にないしをくり返す
ばかりであつた。しか
し、大阪局としてでき
るだけ本省に要望すべ
きであると強く要請し
結局、一日中回を別途
に、もう一度我々の方
で文献・資料を局に提
出し、局としては「専
門家会議で検討する価
値が充分にある」とい
う意見書を添えて本省
に提出し、この上申が
どのようになつたか
（専門家会議）で扱わ
れたのかという中間報
告を口頭で要請すると
いうことを確認した。

大阪大南

心筋硬塞死 労災斗争に 向せて、取場学習会

●全港湾大阪支部大阪港いかだ分会●

12月6日、全港湾大
阪支部大阪港いかだ分
会において、支部安全
委員会、労働者診療所
新井医師、安全センター
の参加で、同分会員
の故寺岡一氏の心筋
硬塞死の労災認定斗
争に向けた学習会が行
われた。支部安全委員

長の方から、これまで
の全港湾の労災斗争へ
の取組みが報告され
た後、新井医師から、
それまでの調査を踏え
て、寺岡氏には、その
私生活面において（生
活のリズム・酒・タバ
コ・体質・健康管理等）
心筋硬塞をひき起すよ
うな要因が全く見出さ
れない点、従つて、原
因を求めるとすれば仕
事以外にはないことが
指摘された。

その他1時間余の討
論を経た後、寺岡氏の
認定斗争を分会として
全面的に行うこと、及
び、労災を主張する根
拠として、(1)いかだ組
作業等仕事全体が極度
に神経をすり減らす作
業であること、(2)海上
での作業など、吹きさ
らしの現場で、寒暖が
激しいこと、特に冬の

寒さが著しいなど、心
臟等循環器に悪いこと
(3) 会社の経営状態が悪
く、雇用不安によるス
トレスが大きかったこ
と、(4) 健康診断のサボ

など会社の健康管理の
ズサンさ、以上主に4
点をあげることを確認
して学習会を終えた。

南大阪

右手負傷の再手術

労災の「再発」認めさせる

● 全金 オーエム工業支部 ●

昨年12月8日、阿倍
野労基署は、全金オー
エム工業支部組合員石
原氏の右手負傷後遺症
一再手術について、こ
れを労災の「再発」と
する認定を行った。

悪し、会社を休む回数
も増えるとともに、会
社の氏に対する圧力も
強まった。苦境に立っ
た石原氏は、全金加盟
を決議し、支部の仲商
とともに再発認定の斗
いを開始し、11月7日
の申請後、約1か月で
認定を勝ちとったので
ある。

会社側は、当初この
向難には非協力的であ

り、妨害的な姿勢をも
つていたが、組合側の
失手失手の対策と攻撃
の中で、表面的には協
力的ポーズをとらざる
を得なくなる状況に迫
りこまれた。そして、
労基署・病院との話し
合いについては組合員
名については有給にす
るといふ譲歩も行った
のである。全金オーエ
ム工業支部では、52年
に故和田春義氏の職争
中労災認定を会社との

全面対決の中で勝ちと
った経緯をもっている
が、今回の斗いはその
力関係が全面的に生か
されるとともに、更に
一歩を進めるものであ
った。労基署交渉で
も、前回のような大衆
動員による交渉はもた
れなかったが、少数派
組合である支部の力量
を示した斗いであつた
と思われる。

大東

〈3回総会を準備〉 長期斗争への地固めに向け

● 植田マンカン労災訴訟を支援する会 ●

結成以来3年目に入
った植田マンカン労災
訴訟を支援する会のや
りかた

3回総会が去る12月15
日、地元の大東市で行
われた。
昨年は、植田自宅前
の年始斗争を皮切りに

植田社長の証人調べに
向けて、4月期には毎
週、9回にわたって現
地連続抗議行動が斗い
抜かれるなど、様々な
工夫をこらして粘り強
く取り組まれ、現地斗
争。またこれを背景と
して裁判闘争では、植
田社長のウソ・デタラ
メの証言を監視し、そ
の劣悪な労働環境と非
人向性をバクコロし、行
政闘争では、守口労働基
署交渉を通じて、被災
者への各種補助具の支
給を斗いとり、元従業
員の追跡調査のための
健診の迫及など地道に
斗われ、また労基則35
条改悪問題などを通じ
て、各地の被災者との
連帯を深めつつある。

大つつその後の討論で
は、一般住民をまきこ
む運動形態の工夫など
更に運動を広汎で深い
ものとするための様々
な意見が出され、又販
告の被災労働者の人達
と、今一度意思疎通を
はかっていくことは、
今後長い闘いが予想
される中では特に重要
であろうということが
今後の課題として提起
された。

大阪南

造船労働者のじん肺訴訟

佐野辰雄氏が証言

●全造船 佐野守船渠分会 ●

12月15日、佐野守分
会大岩氏のじん肺訴訟
の公判が大阪地裁で開
かれた。労働科学研究
所の佐野辰雄氏が原告
側証人として出廷し、
鑑定人の近畿中央病院
の横山氏の「じん肺は
ない」との意見に対し
る反論を堂々と展開さ
れた。

つまり、無害な粉じ
ん、無害なじん肺とい
うものはなく、不可逆
的变化を肺胞に与える
ものであり、レントゲ
ンに出やすい出にくい
はじん肺の重い軽いに
は関係ないこと、じん
肺は離取後にも進行す
ること、又、粉じんの
吸入量はレントゲンで
は測れないし、じん肺
と結核の関係は、粉じ
ん吸入量、じん肺の症
状が重いほど結核も難
治性となり、致命的な
ものとなることを、豊

される中では特に重要
であろうということか
今後の課題として提起
された。

豊富な経験をもとに証言
され、大岩氏のじん肺
についてはレントゲン
フィルムを指し示して
説明された。

このため会社側も反
論の余地がなく、裁判
官も自らの目で確かめ
ながら説明を受けたこ
ともあり、強い印象を
受けたと思われる。

会社側の「大岩氏は
じん肺でない」という
対応による裁判ひきの
ばし策も窮したよう
で、4年の長きにわたった
裁判も次回2月19日の
公判で結審することに
なった。

大阪

弾圧の中で組織強化

年々こえた反動連連撤四斗争

●大阪府被災労働者同盟●

昨年8月7日の西労基署での「事件」以来九四五号通達粉砕の斗いは半年になり、遂に年を越すことになった。この間、8月7日の「

暴力事件」なるものが全くのデツキあげであり、それを口実として九四五号通達の反動性は増々明らかになってきている。大阪労基局の庶務課長も西労基署長も年内に解決したいと述べるなど、当局のあせりの色も見えてきている。

昨年8月7日の西労基署での「事件」以来九四五号通達粉砕の斗いは半年になり、遂に年を越すことになった。この間、8月7日の「暴力事件」なるものが全くのデツキあげであり、それを口実として九四五号通達の反動性は増々明らかになってきている。大阪労基局の庶務課長も西労基署長も年内に解決したいと述べるなど、当局のあせりの色も見えてきている。

作らぬつつある。

被災者は弱いものだからと突っつけばすぐ敵列が崩れて泣きついてくると思っていた。大労基局にとつては、大きな課算であつたに違いない。被災者といえども、労働者としての誇りをもち、団結して被災者の利益を伸べていくという同盟の根本精神

神が九四五号粉砕斗争の中できたえられた。通達の反動性と非合理性が明らかになってくる中で、あせり始めたのは同盟でなく労基局側である。同盟はぬばり強く、どつしりと腰をおちつけて、定期報告斗争とともに、945号通達粉砕まで斗い抜く決意でいる。

全国

米一回世話人会議南がる

職業病認定問題に関する

全国連絡会議

12月2日から3日にかけて、10月15日に正式発足した「職業病認定問題」に関する全国連絡会議の第一回世話人会議の合宿が、大阪の部落解放センターに

おいて行われた。当日は12名の世話人のうち8名と、全港湾中央本部の伊藤氏などオプザーバー4名が参加し、全国連絡会議の今後の活動方針について討論

健康部より

今年を飛躍の年に

された。
各地域、各組織によ
つて職業病斗争の状況
が必ずしも一致してい
ない状況を、え、世話
人会において、斗いの
基本的な考え方につい

て、最大限の意志一致
を目ざすとともに、具
体的には以下の点が確
認された。(1)全国連絡
会議の運営は世話人会
が行い、2、3か月間
一度は世話人会を副催

する。(2)事務局は当面
関東の方で受けもつへ
塗師哲夫氏、連絡先を
神奈川労取センターと
する。(3)次回世話人会
(2月3・4日)では
マンガン中毒認定要件

向題を重点的にとりあ
げる。(4)カ一回全国連
絡会議の集会を5月13
日に副催する。(5)その
他、以上である。

全国で労働者の命と健康を守る斗
いに活躍されている皆さん、新年お
めでとうございます。

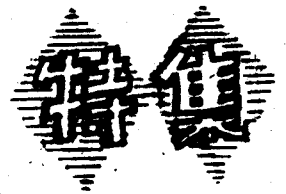
昨年5月、労取研、安全センター
の健診活動の成果の上に、南大阪労
働者診療所健診部として発足し、活
動してきました。半年余りではの労
組、団体の健診、取場環境調査をお
こない、うち百名をこす大規模健診
を中心に、数か所は越年しての取組
みとなっております。

- 昨年、以前の健診活動の反省か
ら、(1)診療所の日常診療を支えるス
タッフの健診への参加、協力関係を
緊密にし、診療所全体の活動とする
(2)連絡、報告等の健診業務の確実さ
を増し、責任を持てる体制を作る
(3)前55号でも触れたように、「健診

だけ、やりっぱなしの傾向を克服
することなどに力を注いできました。
前55号でも触れたような課題の拡大
ということも含めて、一定の成果を
納めることができました。

もちろん、これらの成果は、全老
連、全金など労組の斗い、要求や、
私達への厳しい批判が前提であり、
診療所日常診療のスタッフの協力、
支えがあつて実現することができた
ものです。

さて、今年は、まだまだ力不足ゆ
えに、依頼された健診をこなすのが
やっとで、取組みが遅れ、迷惑をか
けがちという状態を脱皮し、大いに
飛躍せねばと思ひます。
皆様の御協力と御批判をお願いい
たします。



闘いすすむ!

定期報告の

強要・差止め撤回斗争

傷病補償年金の「定期報告」

拒否の斗いは、昨年7月1日以降、労働省の休業補償差止めという強権発動にも屈することなく、東京・大阪を中心として続けられていた。全国で一万人（11月末で）という先進的被災者の斗いは労働省を窮地に追いこみ、「差止め」処分は労働省の強硬姿勢とは逆にまさに風前の灯と化している。腫の重かつた労組も、中央総評の「11月中に解決せよ」との労働省への申入水、労災保険審議会での労働

側委員の「差止めをやめよ」の迫りなど活発化し、また大阪地裁における「差止め」の執行停止裁判の判決も迫る中で、事態は急速に煮詰ってきている。このように緊迫した状況の中で、99年の定期報告を迎えながら、我々はこの不当かつ不必要な定期報告の強要と、差止め処分をやめさせる斗いを全国的に大きく発展させていかねばならない。先進的被災者の斗いを孤立させることなく、全ての労働者、被災者は斗いに立ち上ろう!

資料 III 全港灣から総評への要望書(全文)

一九七八年二月二一日

全日本港湾労働組合

日本労働組合総評議会 殿

要望書

一 昨年五月、労災保険法が改正され、長期傷病補償給付にか

わって新しく傷病補償年金が設けられました。この傷病補償年金は「療養を始めてから一年六か月以上たつてもその傷病がなおらず、しかもその傷病による廃疾の状態が廃疾等級表に該当する場合に支給されるもので「常に労務に服することができないもの」すなわち「六か月以上にかたつて労務に服することができないような身体的状態にあるもの」に適用するというのが労働省の説明でした。

このような制度では、今後六ヶ月間は仕事ができなくても、その後傷病が治つて職場復帰できる可能性をもつ人たちが傷病補償年金に移行し、療養開始から三年たてば自動的に解雇制限が解かれることとなる危険性があります。

そのため、労災保険審議会では、労働側委員のご努力により「①傷病補償年金給付の対象は長期傷病補償給付の対象と変わらない。②ケイワン、腫病、おち打ちなど治る可能性のある人は、傷病補償年金に移行させない。③リハビリ訓練などによる

一部就労者や就労可能者などは
傷病補償年金に移行させない。

④ 審議会の確認にしたがつて通達を作成するしなどを確認して
いたどき、香斗共斗、労災取業
病対策委員会もこれを買承した
のです。

しかしながら、ケイワン、腫
痛、ムチ打らなどの人でも数十
名が傷病補償年金に移行し、ま
た傷病状態の届書を提出した者
の二六%（一九七〇人）が症状
固定・治中で休業補償が打ち切
られていきます。このような労働
省の強引なやり方に不安を感じ
て年金に関する症状報告書の提
出を拒否した一部被災者に対し
て今年七月から休業補償の差し
止めが行われていきます。

このような混乱の原因は、国
会ならびに労災保険審議会の確
認を反古にし、被災者の実情を
無視して、強引に傷病補償年金
に移行させたり、休業補償を打
ち切ろうとする労働省の姿勢に
あると考えます。総評として労

働省に抗議するとともに、労災
保険審議会などを通じて確認ど
おりに運用するよう強くはたら

12/25 労働省交渉

不当な差止め処分
粉砕対策会議

馬脚をあらわした 差し止め処分の不当性

12月25日 労災法阻止突、ス
労などで作っている「不当な差
止め処分粉砕対策会議」は、差
止めを受けながら闘いを続けて
いる被災者を中心として労働省
との交渉を行った。交渉では、
定期報告書の目的についての確
認と、差止め処分の法的根拠に
ついての追及が主に行われた。
二転三転してきた労働省の報
告書の目的についての説明は、
主たる目的は年金移行か否かの
ふるいわけであるが、併せて休
業者の症状の把握を行うもの、
というように統一されてきてお

きかけることを要望するもので
す。 以上

リ、この日も
その旨を主張
したが、地方
労基局では「
届書も報告書
も、もつぱら
年金移行のふりわけで、提出
されなければ判断できない」と
の理由づけを行ってきたおり、
今後この矛盾は拡大するものと
思われる。また、差止めの法的
根拠については、労働省は労災
保険法12条のワ↓4条の3をも
ち出してきていたが、最近にな
つて、二水らの条文がもつぱら
年金受給者に関するものである
ことが明らかになつてきており
その点が厳しく追及された。労
働省はこの点についても正面か
らの論議は避け「年金だけとは
どこにも書いていない」などと

足理屈にもならない管弁をするにとどまつた。

このように被災者の追及の中で、労働省の論理は法的にも現実問題からもほぼ破綻してきていることが明らかになった。今後更に斗いを盛り上げることによって、差し止めの撤回と不必要な定期報告書の撤回への道が開けるものと、対策会議の方では確信を深めている。

全石油スダンクも労働組

労基署が差し止めても立替払いは続けるとの確認を獲得

12月からの休業補償差し止めを予告されている長谷川ユキさんの所属している全石油スタンダード労働組では、差し止め撤回斗争を勝利に導くため全面支援を打出し、全国的にスト権を確立してこの問題に当った。そして12月21日に行われた会社との団交の中で、「長谷川さんへの労災

給付の立替払いについて、たとえ労基署が支給差し止めを行っても、当面は立替払を続けるという画期的な確認書をかちとつた。京都阪神トラックの杉山氏

大阪労基局 療養見通しは『不詳』としてもOKの説明を示す

大阪労基局はかねてから、ケイワン、腰痛、おち打ちの三症については傷病年金への移行をしない方針を明らかにしていたが、昨年の大阪のおち打ち症の患者団体との交渉の結果として、99年定期報告書について、以下のような説明を医療機関あてに示した。

（診断書作成要領 追記）

「今後の治療の要否と概要」及び「今後6カ月の療養の見通し」欄は、頭頸部外傷症候群・頸肩腕症候群・腰痛等神経障害をともなう患者の方に

の場合もほぼ同様な形で、現在の会社の立替払を続けさせているが、女権攻めで無法行為を続ける労働省にとっては大きなダメージを与えるものと思われる。

については、症状の起伏も激しくまた、治療効果も相当の日時をかけて少しづつ改善されていく等の状況もあつて、明確な記載が困難な場合も少なからずあるうかと存じます。従つてこのような場合には「不詳」と記載されても差し支えありません。

このことは、労働省が現在定期報告書の目的として示している「年金ふるいわけと症状把握」のもつとも重要な部分で、少くとも三症についてはほとんど無意味になったことを示している。この成果の全国への波及が必要となつている。

1/13 京阪神の被災者団体の

交流会南へ

一歩前進した共闘

1月13日、南大阪労働者診療所において、全港湾・被災労働者同盟など、被災労働者をかか

える京阪神の主な団体が集まり

79年の定期報告書にどう対応す

るか課題として交流会が行われ

た。傍聴、東京で差止め撤

回斗争を闘い抜いている阻止奥

の代表者から「労働省の定期報

告強要、差止め攻撃は国前の灯

であり、斗えば必ず勝利する

と豊富な資料を基に力強い報告

を受けたあと、討論に入った。

その中で安全センターが(1)単に

個々人の問題にのみ関心をもつ

のではなく、各々が全ての被災

者・労働者の代表という自覚で

闘おう、(2)最大限抵抗、最大限

共闘、(3)独自の課題と結合して

定期報告斗争を闘おう、との三

つの提案を行い、満場一致でそ

れが確認された。そして、具体

的な方針として、(1)団体間での

交流会の発定

(2)京阪神の名労

基局へ「定期報

告強要、差止め

への抗議、撤回

要請」を文書で

行うこと、(3)79年定期報告につ

いては「目的に

ついての」とま

えと現実の運用

についての矛盾

が合理的に説明

されなければ提

出できない」と

いう基本的な態

度の表明、(4)

1月下旬の労働

省交渉への参加

、及び各労基局交

渉などの諸点に

ついて確認し

て交流会を終え

た。

昨年実現しな

かつた関西での

共闘は、この交

流会によって一

歩前進したとい

える。

解説

労働省の差止め処分の違法性……

労働省が定期報告書強要、及

び休業補償の一時差止めの根拠

として、いる労災保険法12条の7

及び47条の3が実は年金受給者

に限って適用されるもので、今

回の労働省の措置が違法である

ことが明らかになってきている。

労災法12条の7は昭和45年オ

63回特別国会において新設され

たものであるが、(当初は22条

の2として制定されたが48年オ

71回特別国会で12条の7として

改訂されている)その「要旨及

び説明」では「年金受給者が累

増するに伴い、受給権者の住所

受給権の内容等の正確な把握が

実際の年金支払に關する事務処

理の面で必要不可欠となつたの

で、受給権者の現況報告の提出

義務等の根拠規定を設けたもの

である。」となつて、いる。又、

同じ63国会で、47条の3の「給

付の一時差止め」の条件について、従来の「受診命令に従う場合」につけ加えて、「22条の2(現行12条の7)の規定による届出をせず、若しくは書類その他の物件の提出をしないとき、又は」という文言が入つたが、その「要旨及び説明」では「受給権者の現況報告の提出等を正当な理由がなくて怠つた者については、厚生年金保険等の

(27ページ下段に続く)

被 災 勞 働 者 の 声

被災者の目標は「社会復帰」だ

私は、あえて被災労働者（以下被災者という）の苦しみ、悲しみの声を省き、目標を固めて頂き、達成に至るまでの皆様の御協力を願います。

被災者の目標は、社会復帰にあります。しかし現代の社会状況が、ごく簡単に思える社会復帰を非常に困難な事にしていま

す。企業は、被災者を「やっかいなやつら」と敬視し、行政に至っても、その末端の構成員である監督官も企業の牙やつめとして働いてい

る。役人（特に監督官）達は家族・肉親に対する真情、人間的な喜怒哀楽の情をそなえてはいるが、労働者感情をまるで理解してはいない。

いや、理解できない立場にあると言った方が妥当であろう。

社会復帰を困難にしているのは企業と行政である。意志の弱い被災者は、追いついて、年金制度に逃避してしまふ。

カタテの社会を打破して労働者の支配する社会

の確立の中から被災者の目標とする社会復帰がまされる事を信じ、皆様と共に闘っていきたいと思っております。

（26ページ下より続き）
例にならい、年金が正確に到達しないなどのことがあるので、受給権者の現況が判明するまで年金の一時差し止めを行うことが出来ることとしたものである。と、なっている。これらは一策して明白なように、今回労働省が行っている措置と法条文との間に大きな矛盾があることを示している。このようには、被災者・労働者の知らないことにつけこんだ労働省のゴリ押しは、早晩破綻する運命になることであらう。

パンフレット

職業病認定問題 に関する

全国連絡会議(準)

本誌に掲載報告書

昭和10月15日 於 郵務解放センター

¥500 (送料120円)

相し、全国連絡会議の会費のみは ¥300

告 報 計 会

11月分

≒収入≒

会費	120800
機関誌	67020
カンパ	185270 ①
資料	1990
パンフ	1000
計	376080

11月分収支	-130104
10月からの くりこし	1026267 (+)
12月への くりこし	896163

≒支出≒

事務員	89798	②
活動費	162741	③
郵送費	13645	④
人件費	240000	⑤
計	506184	

- (註) ① 講師料として11月分を
含む。他 定期カンパ・臨時カンパ
一時金カンパ(18550)
- ② 10月分加算代、11月分新聞・電気代
11・12月分雇員・共益費 水道代他
- ③ 9・10月分社保料
10月分電話代、事務局通勤及
活動交通費 他
- ④ 年賀ハガキ代、振替手数料、切手
- ⑤ 11月分人件費(アルバイト料を含む)

12月分

≒収入≒

会費	507500
機関誌	84840
カンパ	665904 ①
資料	24190
パンフ	2500
計	1284934

12月分収支	+284097
11月からの くりこし	896163 (+)
1月への くりこし	1180260

≒支出≒

事務員	141920	②
機関誌	105200	③
活動費	145087	④
郵送費	18630	⑤
人件費	590000	⑥
計	1000837	

- (註) ① 一時金カンパ 574954
他 臨時、定期カンパ
- ② 11月分加算、12月分新聞・電気代
1月分郵賃代、共益費、事務用品
夕刊・機関誌代(65000、596000)
- ③ 53号・54号印刷代
- ④ 資料購入費、11月分電話代
事務局通勤及活動交通費
- ⑤ 切手、振替手数料
- ⑥ 事務局員一時金及12月分人件費
(アルバイト料を含む)

表紙写真説明

昨年12月16日、全金田中機械支部で、南大阪地区評・港合同主催の「争議支部支援モチつき大会」が盛大に行われた。

当日は、地域の労働者をはじめ青年部オルグ団、全港湾建設支部・分会など、各地で組織破壊攻撃に抗して闘っているおよそ300人が結集した。各団体の力強いアピールや決意表明の後400Kgを越すモチが次々につき上げられ、婦人労働者らによって手際よく丸められていった。集会は最後にインターナショナルをセイ唱して4時過ぎに終了した。会場には終始人々の熱気が立ちのぼり、モチつきの音と相まって、正月を返上して闘う労働組合の心意気を映し出していた。なお、出来上がったモチは、各々の争議支部等に持ち帰えられた。

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28